

地域窓口（地域産業保健センター）ご利用のご案内

労働者数50人未満の小規模事業場及びその労働者の方々を対象に、下記の産業保健サービスを**無料**で提供し、事業場の産業保健活動を応援いたします。

ご利用を希望される事業者や労働者の方は、お近くの地域窓口(地域産業保健センター)又は山口産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

1 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質」「血圧」「血糖」「尿中の糖」「心電図」の項目に異常所見があった労働者に対し、医師や保健師が日常生活面での健康指導や健康管理に関する情報提供などを行います。

2 メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等のメンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、産業医やメンタルヘルスに対応可能な医師等が相談・指導を行います。

3 その他の健康相談

上記以外にも、労働者の健康管理に関し、広く相談に対応いたします。

4 健康診断結果についての医師からの意見聴取（事業者を実施義務）

労働安全衛生法に基づき、健康診断で異常所見のあった労働者に関して、健康を保持するために必要な就業上の措置について、医師の意見を聴くことができます。

5 長時間労働者に対する面接指導（事業者を実施義務）

労働安全衛生法に基づき、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対して医師による面接指導を行い、その面接指導結果に基づく事後措置について、事業者は医師の意見を聴くことができます。

6 ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導（事業者を実施義務）

労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックの結果、高いストレス者であると判定された労働者に対して医師による面接指導を行い、その面接指導結果に基づく事後措置について、事業者は医師の意見を聴くことができます。

7 個別訪問による産業保健指導

医師、保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言等を行います。

- 1、2及び3は、事業者又は労働者からのお申込みが可能です。
- 4は「労働安全衛生法 66条の4」、5は「労働安全衛生法第66条の8」、6は「労働安全衛生法第66条の10」に基づき、事業者を実施義務があります。
- 地域窓口のご利用には、事前に申込みが必要です。(裏面の申込書をご利用ください。)



地域産業保健センターをご活用ください 産業保健サービスを**無料**で受けられます



徳山地域産業保健センターのご案内

(徳山医師会病院3階 徳山医師会内)



徳山地域産業保健センターは、(独)労働者健康安全機構山口産業保健総合支援センターの地域窓口として徳山医師会に所属の産業医資格をお持ちになる先生方の協力を受け、地域の小規模事業場の事業者や労働者の方を対象に下記の産業保健サービスを提供しています。

徳山地域産業保健センターは、周南地区(周南市、熊毛町を除く)を担当しており、周南地区で下記の産業保健サービスの利用を希望される事業者や労働者の方は徳山地域産業保健センターにお問合せください。

(熊毛町の方は下松地域産業保健センターへお問合せください。)
(ご利用は予約制となっております。)



- ① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
「血中脂質」「血圧」「血糖」「尿中の糖」「心電図」に異常所見があった労働者に保健指導。
- ② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、産業医や対応可能な医師が相談・指導。
- ③ その他の健康相談
- ④ 健診結果に基づく医師の意見聴取への対応 (事業者に実施義務)
法に基づく健康診断で、異常所見のあった労働者に対し、医師の意見を聴くことができます。
- ⑤ 長時間労働者に対する面接指導 (事業者に実施義務)
時間外労働が長時間に及ぶ労働者への、疲労の蓄積状況確認など医師による面接指導。
- ⑥ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導 (事業者に実施義務)
- ⑦ 個別訪問による産業保健指導 (職場での産業医巡視、保健指導等)

①、②、③は、事業者又は労働者からのお申込が可能です。

④は、労働安全衛生法第66条の4、⑤は労働安全衛生法第66条の8、⑥は労働安全衛生法第66条の10に基づき事業者に実施義務があります。

コラム

▶ 事業場の規模と業種

「事業場」とは？

「事業場」の解釈としては、昭和47年9月18日付け発基第91号の第2の3「事業場の範囲」で示されております。

その中で、労働安全衛生法は、事業場を単位として、その業種・規模等に応じて適用することとしており、事業場の適用単位は、労働基準法における考え方と同一です。

つまり、一の事業場であるか否かは主として場所的観念（同一の場所か離れた場所かということ）によって決定すべきであり、同一の場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされています。

例外としては、場所的に分散しているものであっても規模が著しく小さく、組織的な関連や事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性が無いものは、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱ふとされています。

また、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門がある場合には、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることにより労働安全衛生法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえることとしています。この例としては、工場内の診療所などがあげられます。

「事業場の業種」とは？

事業場の業種の区分については、「その業態によって個別に決するもの」とされており、事業場ごとに業種を判断することになります。

例えば、製鉄所は製造業とされますが、その経営や人事の管理をもっぱら行っているその本社は「その他の事業」ということになります。

したがって、衛生管理者等の選任などが必要な事業場であるか否かは、上記によって判断されることとなり、例えば、企業規模（企業全体の労働者数）が300人の企業であっても、

本社（労働者70人・その他の事業）

A支店（同60人・その他の事業）

B営業所（同20人・その他の事業）

C工場（同110人・製造業）

D工場（同40人・製造業）

のように事業場が分かれている場合、衛生管理者の選任が必要な事業場は本社、A支店及びC工場であり、B営業所とD工場は労働者数が50人未満なので衛生管理者の選任義務はありません。

また、衛生管理者を選任するに当たっては、本社とA支店は業種が「その他の事業」であるため、第2種衛生管理者免許を持っている者を衛生管理者として選任できますが、C工場は「製造業」であるため、第2種衛生管理者免許だけしか持っていない者については衛生管理者として選任できず、第1種衛生管理者免許や衛生工学衛生管理者免許等の資格を有する者の中から選任する必要があります。

